

吉野川市公衆無線LANサービス利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民及び施設利用者がインターネットを通じて様々な情報を入手するための手段として市が提供する公衆無線LANサービス（以下「サービス」という。）の利用等について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 サービスは、この規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対し、公衆無線LAN接続環境を提供することにより、インターネットへの接続を可能とするものである。

(利用条件)

第3条 市は、本規約に同意した個人に対してサービスの利用を認めるものとする。

(サービスの利用)

第4条 利用者は、サービスの利用に当たり必要な端末装置（パーソナルコンピュータ等無線LAN (Wi-Fi) 機能を搭載した端末、認証メールを受け取るための携帯電話等をいう。）及びソフトウェア（以下「端末装置等」という。）を準備するものとする。

2 サービスの利用料金は、無料とする。

3 サービスの利用可能時間は、各設置施設の開庁時間内とする。

(利用の記録等)

第5条 市は、サービスの運用管理、利用状況の把握等のため、利用者がサービス利用時に使用した端末装置等の識別情報、利用時間帯等を記録するものとする。

2 市は、前項の規定により記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとする。ただし、法令等に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りでない。

(禁止事項)

第6条 利用者は、法令等に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 第三者のプライバシー、著作権、その他の権利又は法律上保護すべき利益を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 前号に掲げるもののほか、第三者又は市に不利益若しくは損害を与える行為及びそのおそれのある行為

(3) 第三者を誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為

(6) 前5号に掲げるもののほか、サービスの運用管理に支障があると認められる行為

2 利用者が前項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合、市は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者のサービスの利用を停止することができる。

3 第1項各号に掲げる行為によって市又は第三者に損害が生じた場合、当該行為を行った者は、その損害に対する全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

4 市は、第1項各号に掲げる行為を助長するおそれのあるサイトへの接続を制限することができる。

(運用の停止)

第7条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ周知することなくサービスの運用を停止できるものとする。

- (1) サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、サービスの運用が困難となった場合
- (3) サービスのシステムに係る障害等が発生した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市がサービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 前項の規定による運用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市は、一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第8条 利用者がサービスを通じて得る情報等の完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。

2 サービスの利用により、利用者が被ったいかなる損害についても、市は、一切の責任を負わないものとする。

3 サービスの利用において発生した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、端末装置の種類、ソフトウェア等によって、サービスを利用できない場合があっても、市は、一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年2月1日から施行する。